



議案第七十九号

三朝町敬老年金支給条例の一部改正について

次のとおり三朝町敬老年金支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年六月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年六月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町敬老年金支給条例の一部を改正する条例

三朝町敬老年金支給条例（昭和四十八年三朝町条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七十歳以上の者」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の二号を加える。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老令福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権者のうち、七十歳以上の者

二 厚生年金法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十

一条第一項の規定による老令特別給付金の受給権者

第三条中「（昭和三十四年法律第四百十一号）」を削り「第七十九条の二第六項に於

いて準用する同法第六十六条第二項の規定により老令福祉年金」を「第六十六条第三項

ただし書又は第六十六条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定により福祉年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十一条第四項の規定により国民年金法による老令福祉年金）とみなされる老令特別給付金を含む。）に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から適用する。